

令和4年度
福島県立須賀川創英館高等学校
新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程募集要項

ウェブサイト https://sukagawasoieikan-h.fcs.ed.jp/
問合せ先 福島県立須賀川高等学校
住所 〒962-0863 福島県須賀川市緑町88番地
電話 0248(75)3325

令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、福島県立須賀川創英館高等学校（以下「本校」という。）の新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程を以下のとおり実施する。

なお、本選抜に係る事務は、本校の開設事務取扱者である福島県立須賀川高等学校長（以下「事務取扱者」という。）があたる。

1 募集定員

課程	学科	公告された募集定員	新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の募集定員
全日制	普通科	240名	公告された募集定員の外枠とする。 公告された募集定員の3%（7名）とする。

2 出願資格

本校の新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程に出願できるのは、前期選抜において本校に出願した者のうち、前期選抜及び追検査等において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受験できないこととされた者とする。

3 出願方法

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、事務取扱者に出願する。

なお、出願にあたっては、中学校長は事前に事務取扱者に連絡する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、事務取扱者に出願する。

(※「中学校」とは、「中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程」、「卒業後及び卒業見込の者」とは、「中学校を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者」を指す。以下同じ。)

4 出願期間及び願書受付

(1) 出願期間は、令和4年3月15日(火)から3月16日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

(2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、664円分の切手（速達・簡易書留料金を含む。）を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和4年3月16日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に事務取扱者に連絡する。

(3) 事務取扱者は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程受験許可証」を交付する。

なお、受験番号は、前期選抜の受験票に付した番号とし、当該受験票を利用する。

5 出願に必要な書類

(1) インフルエンザ等学校感染症罹患後追検査等受験願（実施要綱57ページ様式共通14号）

追検査等受験願提出理由の欄に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由及び志願する学科（普通科）を記入する。

6 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書
前期選抜で提出されたものをそのまま使用する。
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。
- (2) 面接
個人面接を実施する。
面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含む。
面接については、点数化し、100点満点とする。
- (3) 作文
あるテーマについて、400字程度で自分の感想や思いを述べる。
作文については、点数化し、100点満点とする。

7 作文・面接の日時及び会場等

- (1) 日 時 令和4年3月22日(火) (後期選抜と同日)
8:30～ 8:45 受付
9:00～ 9:40 作文
10:00～ 面接
- (2) 会 場 福島県立須賀川高等学校
- (3) 持ち物 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程受験許可証
受験票（前期選抜のもの）
上履き、筆記用具
その他、別途指示されたもの
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類を持ち込むことはできない。

8 合格者発表

- (1) 令和4年3月23日(水) (後期選抜と同日) 午後3時以降に、須賀川高等学校で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

9 入学辞退の手続き

入学辞退については、実施要綱19ページ「11 入学辞退の手続き」に記載のとおり取り扱う。

10 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程において不合格とされた者及び第1日程を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者は、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程」に出願することができる。
- (2) 受験上の配慮が必要な場合は、出願する前に事務取扱者に問い合わせること。
- (3) 出願の際提出する各書類の宛先は「福島県立須賀川創英館高等学校開設事務取扱者 福島県立須賀川高等学校長」とすること。
- (4) 本校の入学選抜事務での氏名等の漢字の扱いについては、コンピュータ等で一般的に使用される字体を用いる。
- (5) 本要項に関して不明な点があれば、須賀川高等学校に問い合わせること。